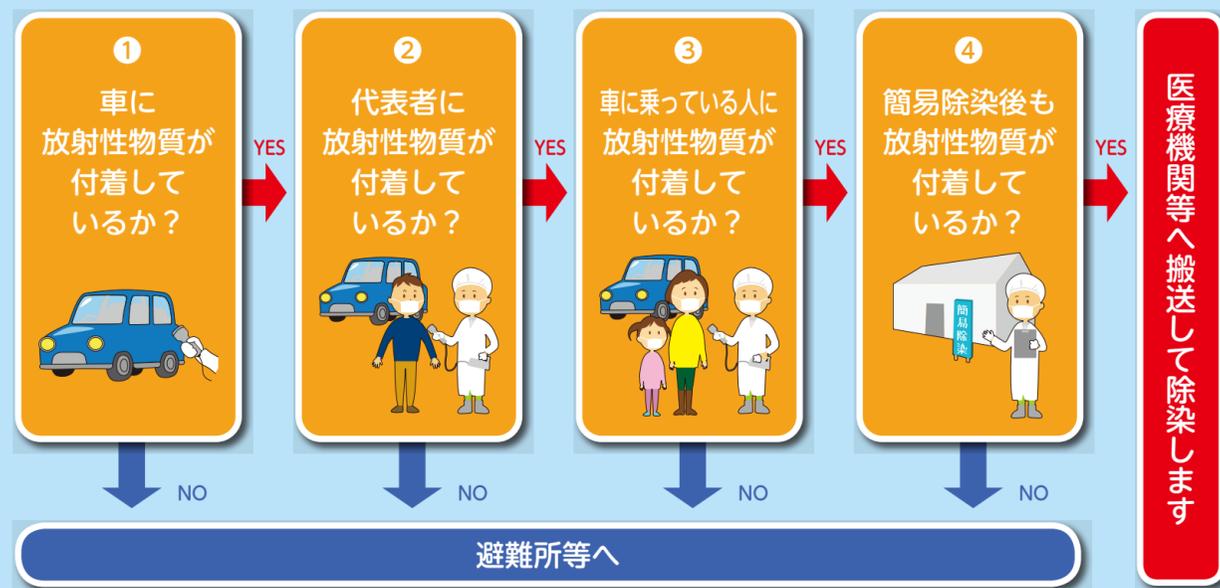


11 緊急時の医療活動

避難退域時検査

- 伊万里市に避難指示が出された場合、県において避難経路上に避難退域時検査場所が設置されます。
- 避難退域時検査場所では、車や衣服などに放射性物質がついていないか検査が行われますので、避難の際には必ず検査を受けてください。
- 検査の結果、基準値を超える方には簡易除染が行われます。
- 検査や簡易除染完了時に通過証が配布されますので、それを受け取ってから避難所等に移動してください。

避難退域時検査場所



※簡易除染しても基準値以下にならなかった場合

- 人 → 流水除染できる検査場所や佐賀県医療センター好生館など専門の医療機関で除染します。
- 車両や携行品 → 検査場所等で一時保管します。

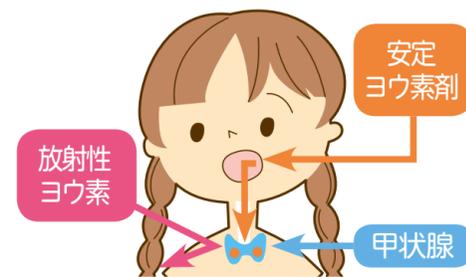
避難退域時検査場所一覧（番号は13ページの地図上の場所に対応）

- ① 有田中央運動公園（有田町、国道202号）
- ② 歴史と文化の森公園隣接駐車場（有田町、国道202号）
- ③ 旧山内庁舎（武雄市、国道35号）
- ④ 白岩運動公園競技場（武雄市、国道34号）
- ⑤ 杵藤クリーンセンター（武雄市、国道498号）
- ⑥ 旧北方庁舎職員駐車場（武雄市、国道34号）
- ⑦ 蟻尾山公園（^{ぎびざん}鹿島市、国道207号）

※上記の避難退域時検査場所については、令和4年3月現在のものであり、今後、変更があった場合には、改めてお知らせします。

安定ヨウ素剤の予防服用

- 原子力災害時には、放射性ヨウ素が大気中に放出されることがあります。
- 呼吸や飲食により放射性ヨウ素を大量に摂取すると、甲状腺に集まり、内部被ばくにより数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性があります。
- あらかじめ放射性ではない安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウム）を予防服用することで、甲状腺の被ばくを防ぐことができます。
- 安定ヨウ素剤は、効果のある時間が限られるため、避難や一時移転の指示にあわせて出される**服用指示に従い、適切なタイミングで服用**することが重要です。



注意

- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素以外の放射性物質には全く効果はありません。
- 服用後も、必ず避難・屋内退避などの防護措置は継続してください。

安定ヨウ素剤の服用について

- 服用の判断は、避難指示等とあわせて、国の原子力規制委員会が行います。
- 服用量は必ず守ってください。（多く飲んでも効果は上がりません）
- 特別な指示がない限り、複数回服用しないでください。

<服用量>

大人（13歳以上）	ヨウ化カリウム 丸剤 2丸
子供（3歳以上13歳未満）	ヨウ化カリウム 丸剤 1丸
乳幼児（生後1か月以上3歳未満）	ヨウ化カリウム 内服ゼリー 32.5mg
新生児（生後1か月未満）	ヨウ化カリウム 内服ゼリー 16.3mg



服用に当たっての注意

- 年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高いとされており、妊婦・授乳婦・未成年者は服用を優先すべき対象者とされていますので、服用指示が出た場合、ちゅうちょせず服用してください。
- 1回の経口投与のため、副作用が生じる可能性は極めて低いです。
- 安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方は服用することができません。
- ヨード造影剤過敏症の既往歴のある方は、服用について医師にご相談ください。
- 妊娠している方、授乳中の方が服用された場合には、医師や薬剤師にご相談ください。

安定ヨウ素剤の配布方法等

市の各町（地区）コミュニティセンターなどに備蓄し、服用が必要となる場合は、各町（地区）コミュニティセンターで配布します。（次ページ参照）
 なお、健康上の理由等で、緊急時に速やかに配布を受けることが困難な方で、希望される方には、事前申請式での配布会を行っています。※配布会は年1回実施しており、市広報でお知らせしています。

● UPZ における安定ヨウ素剤の伊万里市の緊急配布場所

(令和4年3月現在)

伊万里コミュニティセンター	南波多コミュニティセンター
牧島コミュニティセンター	大川コミュニティセンター
大坪コミュニティセンター	松浦コミュニティセンター
立花コミュニティセンター	二里コミュニティセンター
大川内コミュニティセンター	東山代コミュニティセンター
黒川コミュニティセンター	山代コミュニティセンター
波多津コミュニティセンター	伊万里市役所

●いずれかの場所で受け取りが可能です。

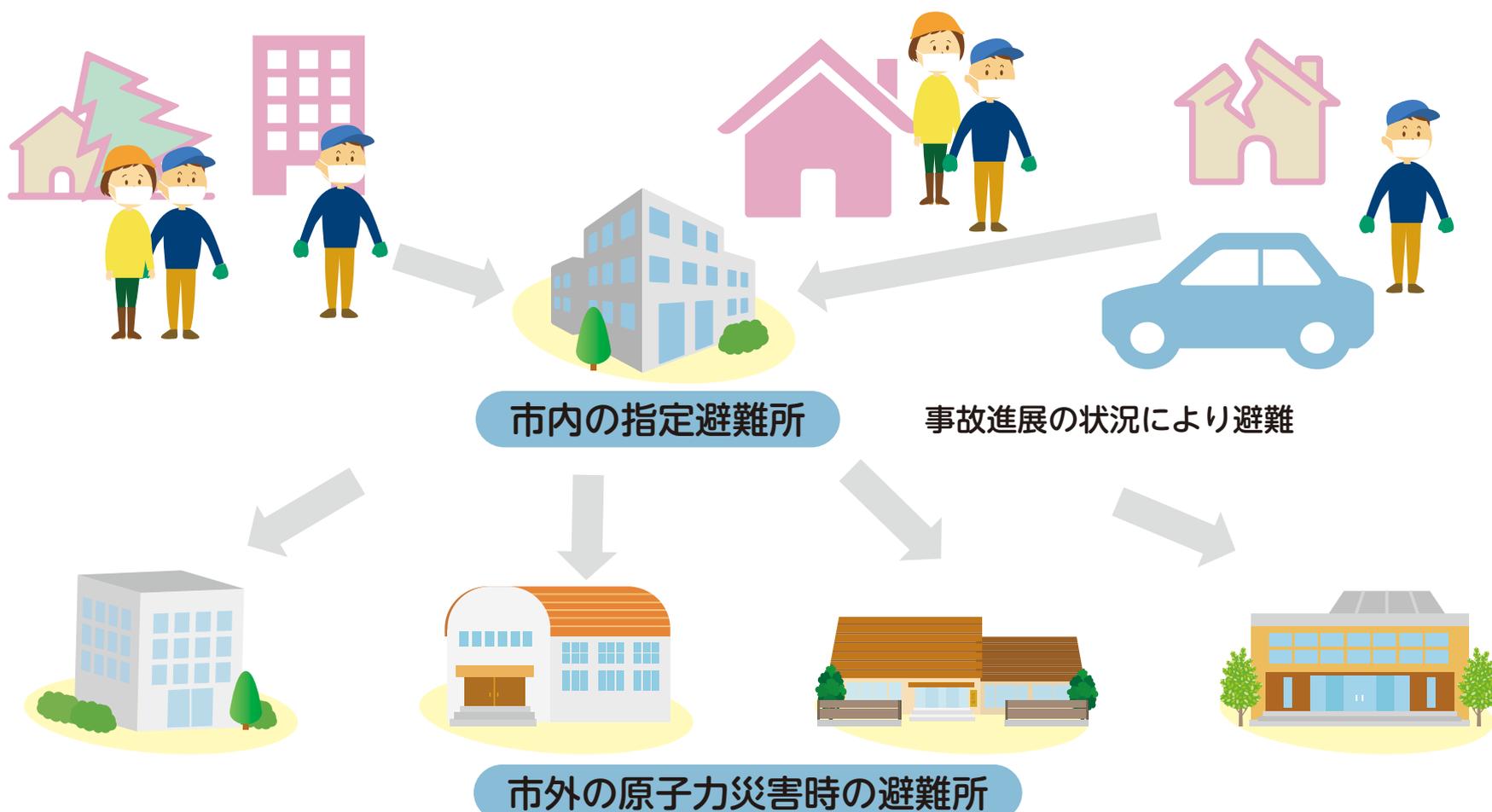
※伊万里市内の小中学校には別途、児童生徒分を備蓄しています。

●上記で受け取れなかった場合、避難退域時検査場所（14ページ📄）でも受け取りができます。

12 地震と原子力災害の複合災害時の対応

○自宅が損壊した場合

地震等により自宅が損壊した場合は、まずは各町（地区）コミュニティセンターや小学校、中学校など市内の指定避難所へ避難してください。その後、原子力発電所に事故が発生した場合には、事故進展の状況により、屋内退避や市外への避難などの必要な防護措置を国が判断し、指示します。（6ページ📄）



各地域の避難先施設（20～49ページ👉）

○避難先施設が使用できない場合

原子力災害時、避難や一時移転を迅速、かつ確実に行うために、市外の避難先施設をあらかじめ定めています（20～49ページ📄）、地震等の複合災害時などで予定している避難先に避難できない場合は、別の避難先を決定して、その情報をお知らせします。